

「行為名」等の修正について（案）

WG委員からのご意見をふまえ、「行為名」等について以下のように修正してはどうか。

①＜WG委員のご意見＞

- ・ トリアージについて、行為名や行為の概要を整理してはどうか。



＜修正の方針(案)＞

- ・ 行為名と行為の概要を整理するとともに、「トリアージ」を「診療の優先順位の判断」と修正する。
- ・ また、行為の標準的場面に記載していた在宅の場面のトリアージについては、新たに項目を追加する。

＜修正案の例＞

番号	現案			修正案		
	行為名	行為の概要	評価	行為名	行為の概要	評価
4	トリアージのための検体検査の項目の判断	医師の指示の下、緊急性や重症度に応じて、診療の優先度を決定するために、 <u>プロトコルに基づき、必要な検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)</u> の項目を判断する。	B2	診療の優先順位の判断のために必要な検体検査の項目の判断	緊急性や重症度に応じて、診療の優先順位を判断するために、 <u>医師の指示の下、プロトコルに基づき、必要な検体検査の項目を判断する。</u>	B2
5	トリアージのための検体検査結果の評価の補助	医師の指示の下、 <u>プロトコルに基づき、緊急性や重症度に応じて実施された検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)</u> の所見をまとめ、 <u>診療の優先度を決定することにより、医師の診断を補助し、治療につなげる。</u>	B2	検体検査結果に基づく診療の優先順位の判断	医師の指示の下、 <u>プロトコルに基づき、実施された検体検査の結果を確認し、診療の優先順位を判断する。</u>	C
1006				在宅療養者の病状把握のための検体検査の項目・実施時期の判断	<u>在宅療養者が、緊急性や重症度に応じた必要な治療を速やかに受けられるように、医師の指示の下、プロトコルに基づいて、必要な検体検査の項目・実施時期を判断する。</u>	B2

②<WG委員のご意見>

- ・行為の概要の「医師の指示の下」「プロトコールに基づき」の挿入位置が違う。
- ・行為の概要の「判断された」の主語は何か。



<修正の方針(案)>

- ・行為の概要の「医師の指示の下」「プロトコールに基づき」の挿入位置は、統一する。
- ・行為の概要の「判断された」の主語は医師であり、「医師の指示の下、プロトコールに基づき」に含まれるため削除する。

<修正案の例>

番号	現案		修正案		評価
	行為名	行為の概要	行為名	行為の概要	
18	腹部超音波検査の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要と判断された患者に対して、 <u>目的に合わせた腹部超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。</u>	腹部超音波検査の実施	医師の指示の下、プロトコールに基づき、 <u>所見を確認しながら、腹部超音波検査を実施する。</u>	B1 又は B2

③<WG委員のご意見>

- ・行為の概要から見ると2つの行為が含まれているので、行為名を分割したほうがよい。
【18・21・23-2・24-2・25-2・26-2・63】



<修正の方針(案)>

- ・超音波検査（18・21・23-2・24-2・25-2・26-2）は、2つの行為ではないため、1つの行為とわかるように行為の概要を修正する。
- ・63「人工呼吸管理下の鎮静管理」は、行為の概要が2つの行為のように記載されていたため、1つにまとめる。

<修正案の例>

番号	現案		修正案		評価
	行為名	行為の概要	行為名	行為の概要	
21	心臓超音波検査の実施	心機能や血流を評価する <u>目的で、医師の指示の下、プロトコールに基づき心臓超音波検査を実施するとともに、画像等に基づいて所見をまとめ、医師の診断を補助する。</u>	心臓超音波検査の実施	心機能や血流を評価する <u>ために、医師の指示の下、プロトコールに基づき、所見を確認しながら、心臓超音波検査を実施する。</u>	B1 又は B2

63	人工呼吸管理下の鎮静管理	医師の指示の下、プロトコールに基づき、人工呼吸器管理下の患者の <u>鎮静薬の投与量を意識レベル等の身体所見を観察しながら調整し、人工呼吸器と患者を同調させ、酸素消費量及び安静を保つ。また、人工呼吸器を装着した集中治療中の患者に対し、睡眠・覚醒のリズムを確保し、鎮静薬の投与を開始する。</u>	人工呼吸管理下の鎮静管理	医師の指示の下、プロトコールに基づき、人工呼吸器管理下の患者の睡眠・覚醒のリズムを確保しながら、酸素消費量及び安静を保つために、鎮静薬の投与量の調整を行う。	B2又はC
----	--------------	---	--------------	--	-------

④＜WG委員のご意見＞

- ・行為名と行為の概要の「実施のタイミング等」に何が含まれるか、明確にすべき。
- ・行為名と行為の概要の「診断（する）目的」や「判定（する）目的」は「評価のため」としたほうがよい。



＜修正の方針(案)＞

- ・行為名と行為の概要の「実施のタイミング」を「実施時期」とし、「等」に含まれる内容を列記する。
- ・行為の概要の「診断（する）目的」や「判定（する）目的」は「評価のため」に統一する。

＜修正案の例＞

番号	現案		修正案		評価
	行為名	行為の概要	行為名	行為の概要	
9	単純 X 線撮影の実施の <u>タイミング等</u> の判断	患者の状態把握又は治療効果の <u>判定目的</u> 、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の <u>判定目的等</u> で、医師の指示の下、プロトコールに基づき、単純X線撮影の部位・実施の <u>タイミング</u> 等を判断する。	単純 X 線撮影の <u>部位・実施時期</u> の判断	患者の状態把握又は治療効果の <u>評価</u> 、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の <u>評価のため</u> に、医師の指示の下、プロトコールに基づき、単純X線撮影の部位・ <u>実施時期</u> を判断する。	B2

⑤＜WG委員のご意見＞

- ・検査結果が明確な行為は、行為の概要に「所見をまとめ」や「診断の補助」があてはまるのかどうか。



＜修正の方針(案)＞

- ・所見をまとめる行為は存在するため、現行のままとする。

<修正案の例>

番号	現案		修正案		評価
	行為名	行為の概要	行為名	行為の概要	
29	12 誘導心電図検査結果に基づく診断の補助	実施された 12 誘導心電図検査結果の所見をまとめ、医師の診断を補助する。	現行のまま		E
32	インフルエンザ簡易検査の結果の評価の補助	インフルエンザ様の症状がある患者に対して、感染の流行状況や接触歴等を考慮して実施された、インフルエンザ簡易検査の所見をまとめ、医師の診断を補助する。			E

⑥<WG委員のご意見>

- ・薬剤の項目で行為の概要の「事前に指示のある薬剤」の表現がわかりにくい。
- ・薬剤の項目で行為名及び行為の概要から「選択」を削除したほうがよい。



<修正の方針(案)>

- ・医師が事前に指示した薬剤であることが明確になるよう、表現を修正する。
- ・既に処方済みの薬剤を対象としており、その中から選択する行為であることが明確になるように行為名及び行為の概要を変更する。

<修正案の例>

番号	現案		修正案		評価
	行為名	行為の概要	行為名	行為の概要	
159	①臨時薬剤（整腸剤）の選択・使用 ②臨時薬剤（整腸剤）の変更の提案	①整腸剤について、プロトコールに基づき、事前に指示のある薬剤を選択し、投与のタイミングを判断して使用する。 ②整腸剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①臨時薬剤（整腸剤）の選択・投与 ②臨時薬剤（整腸剤）の変更の提案	①整腸剤について、プロトコールに基づき、 <u>医師が事前に指示した薬剤を、投与時期を判断して投与する。指示された薬剤が複数の場合は、その選択も含む。</u> ②整腸剤について、患者の状態や薬剤の効果を把握し、薬剤の種類、分量、用法・用量の変更について医師に提案する。	①C ②E

⑦<WG委員のご意見>

・126 の行為名の「臓器や器械の把持及び保持」と「第一助手・第二助手」は難易度が異なるのではないかと。



<修正の方針(案)>

・「第一助手・第二助手」の示す内容よりも限定的な行為であるため、これを削除する。

<修正案の例>

番号	現案		修正案		評価
	行為名	行為の概要	行為名	行為の概要	
126	手術時の臓器や手術器械の把持及び保持 (<u>手術の第一・第二助手</u>)	手術中、医師の指示の下、臓器や器械の把持及び保持を行い、手術の進行を補助する。	手術時の臓器や手術器械の把持及び保持	手術中、医師の指示の下、 <u>手術展開を把握・予測しながら、</u> 臓器や器械の把持及び保持を行い、手術の進行を補助する。	B1
127	手術時の臓器や手術器械の把持及び保持 (<u>気管切開等の小手術助手</u>)	気管切開等の小手術において、医師の指示の下、手術展開を把握・予測しながら、臓器や器械の把持及び保持を行い、手術の進行を補助する。	手術時の臓器や器械の把持及び保持(<u>気管切開等の小手術</u>)	気管切開等の小手術において、医師の指示の下、手術展開を把握・予測しながら、臓器や器械の把持及び保持を行い、手術の進行を補助する。	C

⑧<WG委員のご意見>

・139 の行為名は、診断である。



<修正の方針(案)>

・139 の行為名と行為の概要を、診断との誤解が生じないように修正する。

<修正案の例>

番号	現案			修正案		
	行為名	行為の概要	評価	行為名	行為の概要	評価
139	<u>予防接種の実施の判断</u>	<u>医師の指示の下、プロトコルに基づいて、予防接種の対象者に対して、予防接種の実施の可否を判断する。</u>	B2	<u>予防接種の実施可否の決定の補助</u>	<u>予防接種予定者に対し、実施された問診結果の所見をまとめ、医師の予防接種の実施の可否の決定を補助する。</u>	E

⑨<WG委員のご意見>

・141 は、採血等の判定を含めるのか。聴診を入れるとCにはならなくなるのではないか。



<修正の方針(案)>

・141 について、養成調査試行事業実施課程における行為の具体的な内容をふまえ、行為名と行為の概要を修正する。

<修正案の例>

番号	現案			修正案		
	行為名	行為の概要	評価	行為名	行為の概要	評価
141	<u>特定健診などの健康診査の実施(診断に係るものを除く)</u>	<u>医師の指示の下、プロトコールに基づき、健康診査の一連として、質問紙等を用いた情報収集及び身体所見の把握や身体計測を実施する。</u>	<u>C</u>	<u>健康診査における検査結果の評価の補助</u>	<u>健康診査における検査結果の所見をまとめ、医師の診断を補助する。</u>	<u>E</u>

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

行為名・行為の概要一覧

